

平成30年7月20日
危機管理室危機管理課

7/23（月）より、豪雨災害に関するご相談は、
通常の区役所の窓口などで対応します。

平成30年7月2日からの台風に伴う大雨および、7月5日からの大雨による被害に関するご相談は、引き続き区役所の窓口や市役所本庁舎などで行いますので、下記の「区役所総務企画課」までお問合せください。

また、今回の大雨による災害に関する法律相談については、福岡県弁護士会北九州部会が無料相談を行っていますので、お問合せください。

なお、各区役所で開設していた「総合相談窓口」は終了いたします。

●お問合せ先

	連絡先	電話番号
門司区役所	門司区役所総務企画課	331-1881
小倉北区役所	小倉北区役所総務企画課	582-3301
小倉南区役所	小倉南区役所総務企画課	951-4112
若松区役所	若松区役所総務企画課	761-4045
八幡東区役所	八幡東区役所総務企画課	671-0801
八幡西区役所	八幡西区役所総務企画課	642-1442
戸畑区役所	戸畑区役所総務企画課	871-3600

●法律相談のお問合せ先

連絡先	電話番号
福岡県弁護士会北九州部会	561-0360

※ 各法律相談センターいずれも予約制です。

予約を頂く際に「大雨に関する相談」とお伝えください。

【お問合せ先】

危機管理室 古田・高田

TEL：093-582-2110